

令和7年度千葉県地域商業活性化事業（補助金）の概要

（１）趣旨（要綱第１条関係）

地域商業の活性化を図るため、商工団体又は商店街団体等が主体となって取り組む事業に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付する。

（２）補助対象事業（要綱別表のとおり）

①施設整備事業

商店街等の活性化計画に基づいて実施する施設整備事業に対する補助。

【優先項目】

- ①空き店舗活用事業 (例) コミュニティスペース・子育て支援スペースの設置 など
- ②環境配慮型事業 (例) 街路灯のLED化、ECOイベントの実施 など
- ③安全・安心推進事業 (例) 防犯カメラの設置、AEDの設置 など

②活性化推進事業（新規的事業）

商店街等の活性化計画に基づいて実施する新規的事業に対する補助。

【優先項目】

- ①買い物弱者支援事業 (例) 宅配事業、移動販売 など
- ②空き店舗活用事業 (例) コミュニティスペース・子育て支援スペースの設置 など
- ③情報化事業 (例) ホームページ等による情報発信事業 など

③活性化推進事業（連携事業）

地域商業が抱える課題を解決するために複数の団体が連携して取り組む事業に対する補助。

※政令指定都市に所在する申請者が連携する主たる団体が、当該政令指定都市の区域を超えた活動を十分に行っていることが認められない事業は、補助対象となりません。

④活性化計画作成支援事業

地域の特色や住民のニーズを踏まえた地域商業活性化のための計画作成の取組に対する補助。

- (例) 地域住民のニーズの把握・調査、現状分析・課題抽出のための勉強会、
活性化のための取組の検討、計画策定 など

(3) 補助対象経費、補助率、上限額等

区分	施設整備事業	活性化推進事業 (新規的事業)	活性化推進事業 (連携事業)	活性化計画 作成支援事業
補助 対象 経 費	事業費（雑役務費等の事業経費）、施設整備費（施設の建設・改修又は取得に要する経費、店舗等の改修又は内外装工事（建物に付帯する設備工事を含む））、その他経費	謝金（※1）、旅費（※2）、事業費（会議費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料（会場借料、店舗等賃借料を含む）、広告宣伝費、消耗品費、備品費、外注費、委託費、賃金、保険料、ソフトウェア購入費、雑役務費等の事業経費）、その他経費	※1：謝金＝委員、講師等外部専門家に対する謝金 ※2：旅費＝委員、講師等外部専門家の旅費	
補助率	1／3 以内 (空き店舗活用に係るものは 2/5 以内)		2／3 以内	2／5 以内 (中心市街地活性化法関連は 1/3 以内)
限度額	3,000 千円	1,000 千円	1,000 千円	500 千円
事業 実 施 団 体	商工団体、商店街団体 (政令市の区域内を除く)		商工団体、商店街団体、NPO 法人等 ※既存の商店街組織を超えた事業者によるグループ、団体であること ※政令市の区域内も対象とする	商工団体、商店街団体 ※政令市の区域内を除く (中心市街地活性化法への対応に係る事業についてはこの限りでない)
補助 金 の 先	商工団体 (政令市の区域内を除く)		商工団体、商店街団体、NPO 法人等	商工団体
市協 町調 村補 の助	県と同額以上の補助が必要		補助は任意	県と同額以上の補助が必要